

板橋区生涯学習推進懇談会に係る区民参加推進要領

教育委員会事務局生涯学習課

1 目的

この要領は、「東京都板橋区区民参加推進規程」（東京都板橋区訓令第31号）（以下、「訓令」という。）に基づき、板橋区生涯学習推進懇談会（以下、「推進懇談会」という。）に係る区民の参加についての事項を定めることにより、区民との協働による生涯学習の推進に資することを目的とする。

2 区民参加を求める方法

推進懇談会は、会議の公開と公募委員を登用することにより区民参加を推進する。

3 会議の公開

推進懇談会の会議の公開は、「板橋区生涯学習推進懇談会設置要綱」（平成2年9月3日区長決定）（以下、「要綱」という。）の第7条により、会議の傍聴、会議の記録及び会議資料の閲覧機会の提供を行う。

これに係る手続き等は、「付属機関等の会議の公開に関する基準」（板企政第66号）（以下、「基準」という。）に基づくものとする。

（1）会議の傍聴

① 会議開催の周知及び傍聴希望者の決定

生涯学習課長は、「基準」に基づき、会議開催につき区民に周知し、傍聴希望者の申込を受け、傍聴者を決定する。

② 傍聴券の交付

会議を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴券の交付を受け、氏名・住所など必要事項を記入して、係員に提示し、所定の席に着席する。傍聴券は、会議終了後、傍聴者退出の際返却する。

なお、傍聴券の裏面に傍聴者の義務につき明記し、傍聴者に注意を促すものとする。

③ 会議資料の配付

生涯学習課長は、「基準」に基づき、会議資料を傍聴者が閲覧できるようにし、写しの作成が可能な場合には、傍聴者の希望により交付する。ただし、作成、送付に要する費用は傍聴者の負担とする。

（2）会議録の作成及び公表

① 生涯学習課長は、「基準」に基づき、会議終了後速やかに会議録を作成する。

② 生涯学習課長は、作成した会議録を会議資料と併せて、「板橋区情報公開の推

進に関する事務処理手続」に則り公表する。

- ③ 生涯学習課長は、「板橋区公式ホームページ運営要綱」（平成13年7月9日区長決定）並びに「板橋区公式ホームページ運営基準」（平成13年7月9日総務部長決定）に基づき、区ホームページにおいても会議録の公表に務める。

4 公募委員の登用

推進懇談会は、「附属機関等の委員の委嘱基準に関する要綱」第4条及び「要綱」第3条第1項第3号の規定により公募委員を含めて組織する。

生涯学習課長は、委員の公募にあたっては、広報などの媒体を利用して、広く区民に周知し、人材の確保に努めるものとする。

なお、公募方法、選考方法等については、下記に定めることのほか、具体的な事項は別途、公募要項により定めるものとする。

(1) 公募委員の資格

推進懇談会の公募委員は、「訓令」第2条第1号に規定された「区民」とする。但し、法人その他の団体については、そこに所属する個人とする。

公募委員となる者は、すでに学習活動を行っている、あるいは生涯学習分野に関心の高い者で、推進懇談会の会議に出席できる者とする。

ただし、区長が特に必要と認める場合はその他の要件を考慮するものとする。

(2) 公募方法

会議の名称、検討事項、募集人員、応募資格、応募方法を明示し、広報いたばし、区ホームページ及び必要により関係団体等を通じて募集を行う。

(3) 選考方法

① 論文（作文）等による選考

推進懇談会での審議内容に則した論文（作文）等の提出を求め、審査する。

② 選考委員による選考

教育長を選考委員長とし、教育委員会事務局次長及び教育委員会関係課長により構成する。

5 補 則

この要領に定めるもののほか、推進懇談会における区民参加推進に関する事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年2月5日から施行する。